

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日乗務中に、交差点で信号待ちをしていたところ、後続の乗用車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同月〇日C医院に受診し、「頸・腰部挫傷、頸椎ヘルニア」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認めたものの、請求人は既存障害として障害等級第14級の認定を受けていることから、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 4級を超え、加重に該当する障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、前回事故の時より痛みがひどくなっていることから障害等級第1 2級に該当すると主張するので、以下検討する。
- (2) 当審査会において、改めて請求人の自訴及び医学的意見等を精査したところ、頸部・左上肢及び腰部等に疼痛等の神経症状が残存していることは認められるが、その程度については、決定書理由で説示するとおり、本件事故による明らかな骨折も神経学的異常所見も認められないこと、さらに、D医師も「橈骨・上腕二頭筋反射は正常、頸部のジャクソンテストで痛み等の訴えなし、腰痛に関しては軽減した。」と述べていることから、本件事故により請求人に残存する障害は、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第1 4級の9）と監督署長が認定したことは、当審査会としても妥当であると判断する。
- (3) 請求人は、前回事故により、外傷性頸部症候群及び両肩・背部挫傷による神経症状が認められるとして、既に障害等級第1 4級と認定されており、既存障害も現存する障害も同一部位の頸部及び腰部等の神経症状による障害等級第1 4級であり、既存障害の第1 4級よりも重いものとはならないことから、当審査会としても、加重には該当しないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。